

西都島地域活動協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、西都島地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を西都島福祉会館（大阪市都島区都島本通2丁目13番53号）に置く。

(活動区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は西都島地域（都島小学校区）とする。

(目的)

第3条 本会は、西都島地域の各種団体が相互に連携・協力して地域全住民を対象とした活動を行い、住みよいまちづくりに取り組むことを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、別表に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること。
- (2) 地域コミュニティづくりに関すること。
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全に関すること。
- (4) 地域福祉や健康づくりに関すること。
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関すること。
- (6) 生涯学習や文化、スポーツ活動に関すること。
- (7) 地域の環境美化、緑化に関すること。
- (8) 若い世代・企業・NPO等の参画に関すること。
- (9) その他、本会の目的達成に必要な活動

2 なお、次の活動は行わない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化教育することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、また、これに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者または公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動

第2章 運営委員会

(運営委員の構成)

第6条 本会の運営委員は、第4条に定める構成団体の代表者とする。

(運営委員会の議決事項)

第7条 運営委員会は、本会運営に関する唯一の議決機関であり、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 役員の選任に関する事項
- (4) 西都島地域の「まちづくりビジョン」の策定にかかる事項
- (5) 規約に関する事項
- (6) その他会の運営に必要な事項
(運営委員会の開催)

第8条 運営委員会は会長が招集し、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき
(運営委員会の議長)

第9条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第10条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(運営委員会の決議)

第11条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の書面表決等)

第12条 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、または、他の運営委員を代理人として表決の権限を委任することができる。

2 前項の場合、定足数及び決議の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第13条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数(書面表決及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
(議事録の公開)

第14条 活動区域の住民(以下、「地域住民」という。)、その他利害関係人から、運営委員会の議事録の閲覧の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

第3章 役員

(役員及び監事)

第15条 本会に、次の役員及び監事（以下「役員等」という。）を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 総 務 2名以内
- (4) 広 報 2名以内
- (5) 会 計 2名以内
- (6) 監 事 2名

(役員等の選任)

第16条 役員等は、運営委員会で選任する。なお、監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

第17条 各役員等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 総務は、本会の運営を統括する。
- (4) 広報は、本会の広報活動を担当する。
- (5) 会計は、本会の会計を担当する。
- (6) 監事は、本会の会計事務、財産管理及び運営状況を監査し、必要に応じて意見を述べる。なお、監査の結果、不正行為または法令、条令及び規則（以下「法令等」という。）もしくは本会規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを会長ならびに都島区長に報告すること。

(役員等の任期)

第18条 役員等の任期は2年とする。なお、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 事業計画・予算ならびに事業報告・決算、会計

(事業計画及び予算)

第19条 本会の事業計画及び予算は、会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。なお、これを変更する場合も同様とする。

ただし、天災又は疫病のやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(事業報告及び決算)

第20条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に運営委員会の承認を受けなければならない。

2 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

第 21 条 本会は、会計の透明性を確保するために、会計に関する帳簿を整備する。

2 地域住民、その他利害関係人から閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

第 22 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(運営資金)

第 23 条 本会の運営資金は次の各号とする。

- (1) 補助金
- (2) 助成金
- (3) 寄付金、協賛金
- (4) その他の収入

第 5 章 規約の変更

第 24 条 この規約は、運営委員会の議決を経なければ、変更することはできない。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この改正に関する規約は、平成 30 年 9 月 15 日より施行する。

この改正に関する規約は、令和元年 6 月 22 日より施行する。

この改正に関する規約は、令和 3 年 2 月 28 日より施行する。